定款 株式会社マクアケ

第1章総則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社マクアケと称し、英文にては Makuake, Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. クラウドファンディングプラットフォームの運営
- 2. プロジェクトの募集、掲載、資金募集支援に関する業務
- 3. インターネット上における情報サービス及びコンピュータシステム、ソフトウェア、 知的財産権、デジタルコンテンツ、ビジネスモデルに関する企画、調査、設計、開発、販 売、賃貸及び保守
- 4. インターネット及びカタログによる通信販売及び仲介
- 5. インターネットを利用した情報提供サービス業
- 6. 資金援助契約のあっせんを通じて行われる事業の管理又は運営
- 7. 商品の売買契約の代理・媒介・仲介・取次ぎ又は代行並びにこれらに関する情報の提供
- 8. 回収代行、販売、カスタマーサポート代行
- 9. 電子的手段による送金・振込事務の取扱い、商品代金の徴収の代行
- 10. 組合契約及び匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
- 11. 募金、募金に関する情報の提供、募金の代行又は媒介
- 12. イベントの企画・立案・制作
- 13. コンピュータソフトウェア・ハードウェアの企画、開発及び販売
- 14. 販売促進活動に関するコンサルティング業務
- 15. 広告の企画及び制作並びに広告代理業務
- 16. 各種イベントの運営代行業務
- 17. 無体財産権(著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等)の取得、利用許諾、売買及び管理
- 18. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

- 第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監査等委員会
 - 3. 会計監査人

(公告の方法)

第 5 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由に よって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載 する方法とする。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、39,000,000 株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを 受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿 及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取 扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会 又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。

第3章株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

(招集権者及び議長)

- 第 14 条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議)

- 第 15 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を 行使することができる。
- 2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第17条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間 当会社の本店に備え置くものとする。

(電子提供措置等)

- 第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
- 第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第 19 条 当会社の監査等委員でない取締役は 12 名以内とする。
- 2 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任)

- 第 20 条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主 の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をも って行う。
- 2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締 役とを区別して行う。
- 3 当会社の取締役の選任については累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

- 第 21 条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 補欠又は増員で選任された監査等委員でない取締役の任期は、前任取締役又は他の在任 の監査等委員でない取締役の任期の満了すべき時までとする。
- 4 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第 22 条 当会社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は社長とする。
- 3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から副社長、専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

- 第23条 社長は会社の業務を統轄し、副社長、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、 定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。
- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 24 条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、 あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

- 第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過 半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 27 条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項についてはこれを記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第30条 取締役会の運営に関する規定は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役を区別して、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役の責任免除)

第 32条 当会社は、会社法 426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。 2 当会社は、会社法 427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第 423条第1項の責任につき、善意で かつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集)

第33条 監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第 34 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の決議)

第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、

その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める 事項についてはこれを記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署 名する。

(監査等委員会規程)

第 37 条 監査等委員会の運営に関する規定は、法令又は定款に定めるもののほか、監査 等委員会の定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。
- 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第 42 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31日を基準日として中間配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第 43 条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、2020 年 12 月開催の第 8 期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、取締役会の決議によって、法令の定める限度で免除することができる。

(電子提供制度の変更に関する経過措置等)

- 1. 会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年9月1日(以下「施行日」という。)から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 18 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。
- 2. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(改訂履歴)

2013 年4月25日 制定

2016年12月13日 定時株主総会にて改訂

2017年4月11日改訂

2017年6月1日改訂

2017年10月1日改訂

2018年6月4日改訂

2018年6月5日改訂

2018年12月13日 定時株主総会にて改訂

2019年6月28日 臨時株主総会にて改訂

2020年12月10日 定時株主総会にて改訂

2022年12月8日 定時株主総会にて改訂